

○経済産業省令第八十七号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月六日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〜十六 「略」</p> <p>十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）</p> <p>イ〜ニ 「略」</p> <p>十八 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ アーク溶解炉、アーク再溶解炉又はアーク溶解鑄造炉で</p> | <p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〜十六 「略」</p> <p>十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ〜ニ 「略」</p> <p>十八 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ アーク炉であつて、真空中若しくは不活性ガス中で金属</p> |

あつて、真空中若しくは不活性ガス中で金属を溶解して製造するものうち、容量が一、〇〇〇立方センチメートル超二〇、〇〇〇立方センチメートル未満の消耗電極を有し、かつ、一、七〇〇度を超える温度で金属を溶解することができるもの

ハ 電子ビーム溶解炉、プラズマアトマイズ炉又はプラズマ溶解炉であつて、真空中若しくは不活性ガス中で金属を溶解して製造するものうち、出力が五〇キロワット以上で、かつ、一、二〇〇度を超える温度で金属を溶解することができるもの

ニ ロ又はハに該当する炉用の電子計算機を用いた制御装置又は監視装置

ホ ハに該当する炉用に特に設計されたプラズマトーチであつて、出力が五〇キロワット以上のものうち、一、二〇〇度を超える温度で金属を溶解することができるもの

ヘ ハに該当する炉用に特に設計された電子ビーム銃であつて、出力が五〇キロワット以上のもの

十九〇六十二 [略]

## 第二条 [略]

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森

を溶解して製造するものうち、容量が一、〇〇〇立方センチメートル超二〇、〇〇〇立方センチメートル未満の消耗電極を有し、かつ、一、七〇〇度を超える温度で金属を溶解することができるもの又は電子計算機を用いた当該アーク炉用の制御装置若しくは監視装置

ハ 出力が五〇キロワット以上のプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉であつて、真空中若しくは不活性ガス中で金属を溶解して製造するものうち、一、二〇〇度を超える温度で金属を溶解することができるもの又は電子計算機を用いた当該溶解炉用の制御装置若しくは監視装置

[新設]

[新設]

[新設]

十九〇六十二 [略]

## 第二条 [略]

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森

林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、SARSコロナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水性性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚コレラウイルス、豚水胞病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―1、フニンウイルス、ブルータンングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

## 二 「略」

三 毒素（免疫毒素を除く。）であつて、アフラトキシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、HT―2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、コノトキシン、コレラ毒素、志賀

林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、SARSコロナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水性性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス、デングウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚コレラウイルス、豚水胞病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―1、フニンウイルス、ブルータンングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

## 二 「略」

三 毒素（免疫毒素を除く。）であつて、アフラトキシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、HT―2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、コノトキシン、コレラ毒素、志賀

毒素、ジアセトキシシルペノール毒素、T-2トキシシン、テトロドトキシシン、ビスカミン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四〇七 「略」

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 物理的封じ込めに用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 物理的封じ込めのレベルがP三又はP四の装置

ロ 物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設に設置するよう設計された装置であつて、次のいずれかに該当するもの

- (一) 両面扉式の高圧蒸気滅菌装置
- (二) 防護服の汚染除去用のシャワー装置
- (三) 機械的シール又は膨張式圧力シールを有する気密扉

二〇三 「略」

四 クロスフローろ過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの(逆浸透膜を用いたもの及び血液の浄化を行うために設計したものを除く。)

イ・ロ 「略」  
四の二〇五の二 「略」

毒素、ジアセトキシシルペノール毒素、T-2トキシシン、テトロドトキシシン、ビスカムアルバムレクチン、ベロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四〇七 「略」

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 物理的封じ込めに用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設用の装置

ロ 物理的封じ込めチャンバー、アイソレータ又は安全キャビネットであつて、次の全てに該当するもの(クラスⅢ安全キャビネットを含み、感染患者の看護又は運搬のために特に設計されたものを除く。)

- (一) 操作する者が物理的な防壁によって完全に隔離された作業空間を有するもの
- (二) 陰圧状態で操作することが可能なもの
- (三) 作業空間内で対象物を安全に操作するための手段を備えているもの
- (四) 作業空間の給気及び排気にHEPAフィルターを用いるもの

二〇三 「略」

四 クロスフローろ過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの(逆浸透膜を用いたものを除く。)

イ・ロ 「略」  
四の二〇五の二 「略」

六 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置又は物理的封じ込めに用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ エアライン方式の換気用の装置を有する全身の若しくは半身の衣服又はフードであるもののうち、その内部を陽圧に維持することができるもの

ロ 物理的封じ込めチャンバー、アイソレータ又は安全キャビネットであつて、次の全てに該当するもの（クラスⅢ安全キャビネットを含み、感染者の看護又は運搬のために特に設計されたものを除く。）

(一) 操作する者が物理的な防壁によつて完全に隔離された作業空間を有するもの

(二) 陰圧状態で操作することが可能なもの

(三) 作業空間内で対象物を安全に操作するための手段を備えているもの

(四) 作業空間の給気及び排気にHEPAフィルターを用いるもの

七・八 「略」

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜二 「略」

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品  
イ〜チ 「略」

六 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置であつて、エアライン方式の換気用の装置を有する全身の若しくは半身の衣服又はフードであるもののうち、その内部を陽圧に維持することができるもの

「新設」

「新設」

七・八 「略」

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜二 「略」

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品  
イ〜チ 「略」

リ 液体状又はゲル状の推進薬用のタンクであつて、次のいずれかに該当するものに使用するように設計したもの

(一) 「略」

(二) 液体状又はゲル状の推進薬（一）に該当するものを除く。）であつて、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するもの

ヌ 「略」

ル 液体ロケット推進装置又はゲル状燃料ロケット推進装置の燃焼室又はノズルであつて、前号イ（三）に該当する貨物に使用することができるもの

四〇六の二 「略」

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ イソヲ 「略」

ワ グリシジルアジドの重合体（末端に水酸基を有するものを含む。）

カ カテ 「略」

ア ゲル状の推進薬であつて、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように特に調合したもの

八〇十五 「略」

十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 比強度が七六、二〇〇メートルを超え、かつ、比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超える繊維で補強した有機物若しくは金属をマトリックスとするものからなる複合材料（プリプレグであつて、ガラス転移点が一四五度以下のもものを除く。）又はその成型品（ペイロードを三〇〇キ

リ 液体推進薬用のタンクであつて、次のいずれかに該当するものに使用するように設計したもの

(一) 「略」

(二) 液体推進薬（一）に該当するものを除く。）であつて、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するもの

ヌ 「略」

ル 液体ロケット推進装置の燃焼室又はノズルであつて、前号イ（三）に該当する貨物に使用することができるもの

四〇六の二 「略」

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ イソヲ 「略」

ワ グリシジルアジドの重合体

カ カテ 「略」

「新設」

八〇十五 「略」

十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 比強度が七六、二〇〇メートルを超え、かつ、比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超える繊維で補強した有機物若しくは金属をマトリックスとするものからなる複合材料（プリプレグであつて、ガラス転移点が一四五度以下のもものを除く。）又はその成型品（ペイロードを三〇〇キ

ロメートル以上運搬することができるロケット、無人航空機又は第二号イ若しくはロに該当する貨物に使用するように設計したものに限る。）

ロゝホ 「略」

へ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機の部分品（先端部、再突入機、翼の前縁部、推力偏向板、操縦翼面又はロケットモータのノズルスロート部を含む。）に使用することができるセラミック複合材料であつて、融点が三、〇〇〇度以上の超高温セラミック（二ほう化チタン、二ほう化ジルコニウム、二ほう化ニオブ、二ほう化ハフニウム、二ほう化タantal、炭化チタン、炭化ジルコニウム、炭化ニオブ、炭化ハフニウム及び炭化タンタルを含む。）のマトリックスを繊維又はファイラメントで強化したものであるもの

トゝリ 「略」

十七 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置若しくは磁気方位センサーであつて、次のいずれかに該当するもの（ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

イゝホ 「略」

へ ハ若しくはホに該当する加速度計又は二若しくはホに該当するジャイロスコープを用いた装置（姿勢方位基準装置、ジャイロコンパス、慣性計測装置、慣性航法装置及び慣性基準装置を含む。）

ト 「略」

十七の二ゝ二十四 「略」

二十五 振動試験装置若しくはその部分品、空気力学試験装置、燃烧試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれ

ロメートル以上運搬することができるロケット、無人航空機又は第二号に該当する貨物に使用するように設計したものに限る。）

ロゝホ 「略」

「新設」

へゝチ 「略」

十七 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置若しくは磁気方位センサーであつて、次のいずれかに該当するもの（ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

イゝホ 「略」

へ ハ若しくはホに該当する加速度計又は二若しくはホに該当するジャイロスコープを用いた装置

ト 「略」

十七の二ゝ二十四 「略」

二十五 振動試験装置若しくはその部分品、空気力学試験装置、燃烧試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれ

を用いた装置であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 振動試験装置又はその部分品であつて、次のいずれかに  
該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬  
することができるロケット若しくは無人航空機又は第二号  
に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるもの  
に限る。）

(一) デジタル制御方式の振動試験装置であつて、次の  
1及び2に該当するもの

1・2 「略」

(二) 振動試験装置の部分品であつて、次のいずれかに  
該当するもの

1・3 「略」

ロ マッハ数が〇・九以上の速度の状態を作ることができる  
空気力学試験装置（ペイロードを三〇〇キロメートル以上  
運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一  
号の三に該当する無人航空機又は第二号に該当する貨物の  
開発又は試験に用いることができるものに限る。マッハ数  
が三以下で、かつ、測定部断面の長さが二五〇ミリメー  
トル以下の風洞及びへに該当するものを除く。）

ハ・ホ 「略」

ヘ 熱空気力学試験装置（物体の周辺の気流による熱的及び  
機械的影響を調査するためのプラズマアークジェット装置

を用いた装置であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 振動試験装置又はその部分品であつて、次のいずれかに  
該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬  
することができるロケット若しくは無人航空機又は第二号  
に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるもの  
に限る。）

(一) デジタル制御方式の振動試験装置であつて、次の  
1及び2に該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメ  
ートル以上運搬することができるロケット若しくは無  
人航空機又は第二号に該当する貨物の開発又は試験に  
用いることができるものに限る。）

1・2 「略」

(二) 振動試験装置の部分品であつて、次のいずれかに  
該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上  
運搬することができるロケット若しくは無人航空機又  
は第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いること  
ができるものに限る。）

1・3 「略」

ロ マッハ数が〇・九以上の速度の状態を作ることができる  
空気力学試験装置（ペイロードを三〇〇キロメートル以上  
運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一  
号の三に該当する無人航空機又は第二号に該当する貨物の  
開発又は試験に用いることができるものに限る。マッハ数  
が三以下で、かつ、測定部断面の長さが二五〇ミリメー  
トル以下の風洞を除く。）

ハ・ホ 「略」

【新設】



及びプラズマ風洞を含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機若しくは第二号イ若しくはロに該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。)

(一) 五メガワット以上の電力を供給することができるもの

(二) 三メガパスカル以上の圧力のガスを供給することができるもの

二十五の二〜二十七 「略」

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜十一 「略」

十二 セラミック粉末、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 二ほう化チタンを用いて製造したセラミック粉末であつて、金属不純物の含有量が全重量の〇・五パーセント未満のもののうち、粒子の径の平均値が五マイクロメートル以下であり、かつ、径が一〇マイクロメートルを超える粒子の重量の合計が全重量の一〇パーセント以下であるもの  
ロ 削除

ハ セラミック複合材料であつて、ガラス又は酸化物をマトリックスとするもののうち、次のいずれかに該当するもの  
(一) 次のいずれかからなる連続した繊維(一、〇〇〇

二十五の二〜二十七 「略」

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜十一 「略」

十二 セラミック粉末若しくはセラミックの半製品若しくは一次製品、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末であつて、金属不純物の含有量が全重量の〇・五パーセント未満のもののうち、粒子の径の平均値が五マイクロメートル以下であり、かつ、径が一〇マイクロメートルを超える粒子の重量の合計が全重量の一〇パーセント以下であるもの  
ロ チタンのほう化物からなるセラミックの半製品又は一次製品であつて、理論密度比が九八パーセント以上のもの(研磨材を除く。)

ハ セラミック複合材料であつて、ガラス又は酸化物をマトリックスとするもののうち、次のいずれかに該当するもの  
(一) 次の1及び2に該当する繊維により強化されたも

度の温度における引張強さが七〇〇メガパスカル未満のもの、又は一、〇〇〇度の温度において一〇〇メガパスカルの応力が発生する荷重を一〇〇時間にわたって加えたときに、クリープ歪みが一パーセントを超えるものを除く。)により強化されたもの

- 1 酸化アルミニウム
- 2 けい素、炭素及び窒素

(二) 次の1及び2に該当する繊維により強化されたもの

- 1 次のいずれかの元素の組合せからなるもの
  - 一 けい素及び窒素
  - 二 けい素及び炭素
  - 三 けい素、アルミニウム、酸素及び窒素
  - 四 けい素、酸素及び窒素
- 2 比強度が一、七〇〇メートルを超えるもの

ニ セラミック複合材料であって、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの

ホ ハ又は二のいずれかのものの製造に用いられるセラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (三) [略]  
十三～十六 [略]

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(国際規格ISO三二九〇(転がり軸受―軸受の部分品―

の)

1 比強度が一、七〇〇メートルを超えるもの

2 次の系のいずれかの元素の組合せからなるもの

- 一 けい素及び窒素
- 二 けい素及び炭素
- 三 けい素、アルミニウム、酸素及び窒素
- 四 けい素、酸素及び窒素

(二) 次の1又は2からなる連続した繊維(一、〇〇〇度の温度における引張強さが七〇〇メガパスカル未満のもの、又は一、〇〇〇度の温度において一〇〇メガパスカルの応力が発生する荷重を一〇〇時間にわたって加えたときに、クリープ歪みが一パーセントを超えるものを除く。)により強化されたもの

- 1 酸化アルミニウム
- 2 けい素、炭素及び窒素

ニ セラミック複合材料であって、粒子、ウイスカー又は繊維により強化されたものうち、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの

ホ セラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (三) [略]  
十三～十六 [略]

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(国際規格ISO三二九〇(転がり軸受―軸受の部分品―

転がり軸受用の玉)で定める精度がグレード五以下の玉を除く。)

イ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であつて、日本工業規格B一五一四―一号で定める精度が四級以上のものうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ 「略」

二 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。)

イ 「略」

ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 「略」

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1〜3 「略」

「削る」

(三)・(四) 「略」

ハ〜ヘ 「略」

三十一 「略」

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路(モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路

転がり軸受用の玉)で定める精度がグレード五以下の玉を除く。)

イ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であつて、日本工業規格B一五一四―一号(転がり軸受―軸受の公差―第一部・ラジアル軸受)で定める精度が四級以上のものうち、内外輪及び国際規格ISO五五九三で定める転動体がモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ 「略」

二 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。)

イ 「略」

ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 「略」

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1〜3 「略」

4|| パラレルメカニズムのもの

(三)・(四) 「略」

ハ〜ヘ 「略」

三十一 「略」

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサブ  
アイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及  
びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次  
のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロ  
コントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、  
アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機  
能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは解析  
することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、  
信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フ  
ィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積  
回路（ハからチまでのいずれか、ル若しくはヲに該当する  
貨物であるかどうかの判断をすることができるとは輸出  
出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該  
当する貨物に使用するように設計したものであるかどうか  
の判断をすることができるとは除く。以下この条におい  
て同じ。）、FFTプロセッサ、プログラムを電氣的に消  
去することができるプログラマブルロム（フラッシュメモ  
リーを含む。）、スタティック式のラム又は磁気抵抗メモ  
リーであつて、次のいずれかに該当するもの（民生用の自  
動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。）

(一) ～ (三) 「略」

ハ・ニ 「略」

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変  
換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの（ワに  
該当するものを除く。）

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のい

イ 「略」

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロ  
コントローラ、プログラムを電氣的に消去することができる  
プログラマブルロム（フラッシュメモリを含む。）、  
スタティック式のラム、化合物半導体を用いた記憶素子用  
のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナロ  
グ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しく  
は光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイ  
ス、カスタム集積回路（ハからチまでのいずれか、ル若し  
くはヲに該当する貨物であるかどうかの判断をすることが  
できるとは輸出出令別表第一の五から一五までの項の中  
欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したも  
のであるかどうかの判断をすることができるとは除く。  
以下この条において同じ。）又はFFTプロセッサであつ  
て、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄  
道車両に使用する集積回路を除く。）

(一) ～ (三) 「略」

ハ・ニ 「略」

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変  
換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のい

ずれかに該当するもの

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、出力速度が一・三ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、出力速度が六〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

3 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のものであつて、出力速度が四〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

4・5 [略]

(二) [略]

へ [略]

ト フィールドプログラマブルロジックデバイスであつて、次のいずれかに該当するもの(ワに該当するものを除く)。

(一)・(二) [略]

チ・ヲ [略]

ワ 次の全てに該当するもの

(一) アナログデジタル変換機能を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、入力速度が一・三ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、入力速度が一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

3 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のもので

ずれかに該当するもの

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、出力速度が一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、出力速度が五〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

3 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のものであつて、出力速度が二〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

4・5 [略]

(二) [略]

へ [略]

ト フィールドプログラマブルロジックデバイスであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) [略]

チ・ヲ [略]

[新設]

あつて、入力速度が一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

4 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のものであつて、入力速度が四〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

5 分解能が一六ビット以上のものであつて、入力速度が一八〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 デジタル化されたデータを記録するもの

2 デジタル化されたデータを処理するもの

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 真空電子デバイス(クライストロン、進行波管及びこれらから派生したものを含む。以下ロにおいて同じ。)であつて、次のいずれかに該当するもの(四)に該当するものを除く。)

(一) 進行波真空電子デバイスであつて、次のいずれかに該当するもの

1 3 [略]

4 ヘリックス形のもの、折返し導波管形のもの又は蛇行導波管回路形のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 3 [略]

四 グリッド式電子銃を有するもの

5 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセント以上のものであつて、次のいずれかを有するもの

一 環状電子ビーム

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 電子管であつて、次の(一)又は(二)に該当するもの(三)に該当するものを除く。)

(一) 進行波管であつて、次のいずれかに該当するもの

1 3 [略]

4 ヘリックス形のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 3 [略]

[新設]

[新設]

二 非軸対称電子ビーム  
三 複数電子ビーム

(二) クロスフィールド増幅真空電子デバイスであつて、その利得が一七デシベルを超えるもの

(三) デュアルモードで操作可能なもの

(四) 「略」

ロ 真空電子デバイスに使用するように設計した熱電子陰極であつて、定格動作状態での放射電流密度が五アンペア毎平方センチメートルを超えるもの又は定格動作状態でのパルス放射電流密度が一〇アンペア毎平方センチメートルを超えるもの

ハ モノリシックマイクロ波集積回路増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの（カに該当する集積化された移相器を有するモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除く。）

(一) ～ (八) 「略」

ニ 「略」

ホ マイクロ波用固体増幅器（ハに該当するモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除く。）又はこれを含む組立品若しくはモジュール（カに該当する送受信モジュール及び送信モジュールを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (五) 「略」

「削る」

(二) クロスフィールド増幅管であつて、その利得が一七デシベルを超えるもの

「新設」

(三) 「略」

ロ 電子管に使用するように設計した含浸形陰極であつて、定格動作状態での連続放射電流密度が五アンペア毎平方センチメートルを超えるもの

ハ マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (八) 「略」

ニ 「略」

ホ マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに該当するもの（マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器を除く。）

(一) ～ (五) 「略」

(六) 動作周波数が二・七ギガヘルツを超えるものであつて、次の1から3までの全てに該当するもの

1 1 ワットで表したピーク飽和出力値にギガヘルツで表した最大動作周波数の二乗を乗じた値が四〇〇を超えるもの

へくり 「略」

ヌ イに該当する真空電子デバイスを内蔵するマイクロ波用電力増幅器であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域(無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く。)で使用するように設計したものを除く。)

(一)・(二) 「略」

ル マイクロ波用電力モジュールであつて、進行波真空電子デバイス、モノリシックマイクロ波集積回路及び電源を有するものうち、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの

(一)・(二)・(三) 「略」

ヲ 「略」

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 周波数切換えの所要時間が一四三ピコ秒未満のもの

(二) 四・八ギガヘルツ超三・一・八ギガヘルツ以下の合  
成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるい  
れかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未  
満のもの

(三) 削除

2 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセン  
ト以上のもの

3 アレー状に配列された増幅器又は組立品、モジュ  
ールの垂直に隣り合った距離をセンチメートルで表  
した値にギガヘルツで表した最小動作周波数を乗じ  
た値が一五以下のもの

へくり 「略」

ヌ イに該当する電子管を内蔵するマイクロ波用電力増幅器であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域(無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く。)で使用するように設計したものを除く。)

(一)・(二) 「略」

ル マイクロ波用電力モジュールであつて、進行波管、マイクロ波用モノリシック集積回路及び電源を有するものうち、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一)・(二)・(三) 「略」

ヲ 「略」

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 周波数切換えの所要時間が一五六ピコ秒未満のもの

(二) 四・八ギガヘルツ超一・〇・六ギガヘルツ以下の合  
成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを超えるい  
れかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未  
満のもの

(三) 一・〇・六ギガヘルツ超三・一・八ギガヘルツ以下の



(四) 三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒未満のもの

(五) 三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(六) 削除

(七) 「略」

カ 送受信モジュール、送受信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール及び送信用モノリシックマイクロ波集積回路であつて、動作周波数が二・七ギガヘルツを超えるものうち、次の全てに該当するもの

(一) いずれかのチャネルにおいて、ワットで表したピーク飽和出力値が五〇五・六二をギガヘルツで表した最大動作周波数の二乗で除した値を超えるもの

(二) いずれかのチャネルにおいて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセント以上のもの

(三) 平面のいずれかの辺の長さをセンチメートルで表した値が、送信又は送受信チャネル数と一五の積をギガヘルツで表した最小動作周波数で除した値以下のもの

合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が二五〇マイクロ秒未満のもの

(四) 三一・八ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒未満のもの

(五) 四三・五ギガヘルツ超五六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(六) 五六ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(七) 「略」

〔新設〕

「略」

(四) チャンネル毎に電子的に位相シフトできるもの

三〇七の二 「略」

八 回転入力型のアブソリュートエンコーダであつて、角度の変換誤差の絶対値が一秒以下のもの及び当該エンコーダ用に設計されたリング、ディスク又はスケール

八の二〇九 「略」

十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタルタイザ、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダを含む。）であつて、次のイ及びロに該当するもの（デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザ及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

イ 「略」

ロ 次のいずれかの機能を持つもの

(一) ・ (二) 「略」

(三) デジタル化されたデータを処理するもの

十一 「略」

十二 スペクトラムアナライザであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ 「略」

ニ 次の (一) 及び (二) に該当するもの

(一) 「略」

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 一五マイクロ秒以下の長さの信号を、ギャップ又は窓効果による全振幅からの減衰が三デシベル未満で、一〇〇パーセントの確率で検出するもの

三〇七の二 「略」

八 回転入力型のアブソリュートエンコーダであつて、角度の変換誤差の絶対値が一秒以下のもの

八の二〇九 「略」

十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタルタイザ、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダを含む。）であつて、次のイ及びロに該当するもの（デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザ及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

イ 「略」

ロ 次のいずれかの機能を持つもの

(一) ・ (二) 「略」

(三) デジタル化されたデータを解析するもの

十一 「略」

十二 スペクトラムアナライザであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ 「略」

ニ 次の (一) 及び (二) に該当するもの

(一) 「略」

(二) 一五マイクロ秒以下の長さの信号を、ギャップ又は窓効果による全振幅からの減衰が三デシベル未満で、一〇〇パーセントの確率で検出するもの

2) 周波数マスクトリガー機能を有するものであって

、一五マイクロ秒以下の長さの信号を一〇〇パーセントの確率で捉えるもの

〔削る〕

十三～十六の二 「略」

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ 結晶のエピタキシャル成長装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 七五ミリメートル以上の長さにわたり膜の厚さの許容差の絶対値が二・五パーセント未満のシリコン以外の膜を形成するように設計又は改造したもの

(二)・(三) 「略」

ロ・ヌ 「略」

十八 次のいずれかに該当するものの多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板（二に該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。）のP型エピタキシャル層を一層以上有するものであつて、当該P型エピタキシャル層を

ホ 周波数マスクトリガー機能を有するものであつて、一五

マイクロ秒以下の長さの信号を一〇〇パーセントの確率で捉えることができるもの

十三～十六の二 「略」

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ 結晶のエピタキシャル成長装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 七五ミリメートル以上の長さにわたり膜の厚さの許容差の絶対値が二・五パーセント未満のシリコン以外の膜を形成できるもの

(二)・(三) 「略」

ロ・ヌ 「略」

十八 次のいずれかに該当するものの多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板

ル層がN型層に挟まれていないものを除く。)

イ・ニ 「略」

十九〇二十二 「略」

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)

イ・ロ 「略」

ハ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が一六実効テラ演算を超えるもの

ニ 「略」

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一六実効テラ演算を超えるもの(最大性能が一六実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。)

ヘ・ル 「略」

四 「略」

五 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であつて、侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたもの

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様の

イ・ニ 「略」

十九〇二十二 「略」

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)

イ・ロ 「略」

ハ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が一・二・五実効テラ演算を超えるもの

ニ 「略」

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一・二・五実効テラ演算を超えるもの

ヘ・ル 「略」

四 「略」

五 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であつて、侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたもの

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様の

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ デジタル信号処理機能を有するものであつて、音声帯域圧縮技術を用いたものうち、符号化速度が七〇〇ビット毎秒未満のもの

ハ 「略」

三 八 「略」

八の二 次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品（第六号に該当するものを除く。）

イ レーザー発振器を用いたものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) 「略」

(三) 削除

(四) 「略」

ロ 「略」

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ(二) 2、本号へ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであつて、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したものの（当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用すること

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ デジタル信号処理機能を有するものであつて、音声帯域圧縮技術を用いたものうち、符号化速度が二、四〇〇ビット毎秒未満のもの

ハ 「略」

三 八 「略」

八の二 次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品（第六号に該当するものを除く。）

イ レーザー発振器を用いたものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) 「略」

(三) コヒーレント伝送方法を用いたもの

(四) 「略」

ロ 「略」

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの

イ デジタル方式の暗号処理技術を用い、認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行のため以外の暗号機能を有するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの（へ若しくはリからツまでのいずれか、第三条第十九号ハ(二) 2又は第十条第五号イに

とができるもの又は暗号機能が有効化されているものに限る。(一)のうち、次の(一)から(四)までのいずれかに該当するもの(五)から(十三)までに該当するものを除く。

(一) 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有するもの

(二) デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置又はこれらの部分品(一)に該当するものを除く。

(三) 電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品(一)又は(二)に該当するものを除く。

(四) 次の1及び2に該当するもの(一)から(三)までに該当するものを除く。

- 1 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの
  - 2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの(この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。)又は第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム(公開されているものを除く。)
- 。 ) によって実現されているもの

該当するものを除く。)

(一) 対称アルゴリズムを用いたものであって、アルゴリズムの鍵の長さが五六ビットを超えるもの(奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。)

(二) 非対称アルゴリズムを用いたものであって、アルゴリズムの安全性が次のいずれかの有する困難性に基づくもの

1 五一二ビットを超える整数の素因数分解

2 有限体上の乗法群における五一二ビットを超える離散対数の計算

3 2に規定するもの以外の群における一一二ビットを超える離散対数の計算

[新設]

[新設]

(五)

暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリ  
ーダライタであつて、次のいずれかに該当するもの又  
はこれらの部分品

1 スマートカードであつて、次のいずれかに該当す  
るもの

一 次のいずれかに該当するものに限定されて使用  
するものであつて、他の用途のためにプログラム  
の書き換えを行うことができないもの

イ (一) から (四) までのいずれにも該当しな  
いもの

ロ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称  
鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと  
同等の非対称アルゴリズムを用いたものであつ  
て、データの機密性確保のための暗号機能を有  
するよう設計したもの以外のもの

ハ (六) から (十) までに該当するもの

二 個人情報(生存する個人に関する情報であつて  
当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記  
述等により特定個人を識別することができるもの  
(他の情報と容易に照合することができることな  
り特定個人を識別することができることとな  
るもの(認証及び金銭債権に係るものその他これ  
らに類するものを含む。))を含む。))をいう。))  
(五) において同じ。))又は団体情報(法人その他  
の団体の情報であつて、認証及び金銭債権に係る  
ものその他これらに類するものを含む。)) (五) に  
おいて同じ。))に係る情報が記録され、又は記録  
されるように設計したものであつて、次のイから

[新設]

ハまでの全てに該当するもの

イ 暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された個人情報又は団体情報の保護のためにのみ使用するもの

ロ 専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、又は当該スマートカードに記録された個人情報又は団体情報に係る情報の認証のために使用するもの

ハ 当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有する暗号機能を変更することができないもの

2 2  
リーダーライターであつて、専ら1に該当するスマートカードに記録された個人情報若しくは団体情報に係る情報を読み取り、又は当該スマートカードに個人情報若しくは団体情報に係る情報を記録するように設計したもの（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）

〔新設〕  
〔六〕 暗号装置であつて、銀行業務若しくは決済（料金の徴収及び精算又は割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る業務を含む。）に使用するように設計したものであつて、かつ、その部分品

〔新設〕  
〔七〕 民生用の携帯用電話機端末（携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。（九）において同じ。）若しくは移動用電話機端末（専ら自動車その他の移動体において使用するように設計したものをいう。（九）において同じ。）であつて、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品





範囲に限定されているもの又はその部分品

(十一) 民生用に設計した移動体通信用の無線アクセスネットワーク装置であつて、暗号機能が使用者によつて変更できず、使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計したもののうち、無線周波数の出力が〇・一ワット(二〇デビービーエム)以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが十六以下のもの又はその部分品

(十二) ルーター、スイッチ若しくはリレーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が装置の操作、管理若しくは保守に関するものに限定されており、かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はこれらの部分品

(十三) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

- 1 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの
- 2 次のいずれかに該当するもの

- 一 へに該当する中央演算処理装置において実現されているもの
- 二 オペレーティングシステム(第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。)において実現されているもの
- 三 装置の操作、管理又は保守に限定されているもの

ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある

[新設]

[新設]

[新設]

ロ 暗号解析を行うように設計したもの(タ又はレに該当す

貨物又はあるプログラムがイに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするように設計し、又は改造したもの

ハ 量子暗号を用いるように設計したもの

ニ 次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計したもの

(一)・(二) 「略」

ホ スペクトル拡散のための拡散符号の生成(周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。)に暗号処理技術を用いるように設計したもの(ニに該当するものを除く。)

ヘ 次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によつて書面により確認できるものに限る。)

(一) 次の1から3までの全てに該当するもの

- 1 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるもの

るものを除く。)

ハ スペクトル拡散のための拡散符号の生成(周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。)に暗号処理技術を用いるように設計したもの(ニ、タ又はレに該当するものを除く。)

ニ 次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計したもの(タ又はレに該当するものを除く。)

(一)・(二) 「略」

ホ 量子暗号を用いるように設計したもの(タ又はレに該当するものを除く。)

ヘ 暗号機能を有するスマートカード又はそのリーダー/ライターであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) スマートカードであつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 トからカまで又はレのいずれかに該当する装置に限定されて使用するものであつて、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの
- 2 個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合させることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを

2 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によつて変更できないもの

3 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないもの

(二) (一)に該当する貨物のために設計された部分品であつて、次の1から3までの全てに該当するもの

1 情報システムのセキュリティ管理機能が当該部分品の主たる機能ではないもの

2 (一)に該当する貨物の有する暗号機能を変更できず、かつ、当該貨物に新しい暗号機能を追加できないもの

3 当該部分品の機能が固定されており、特定の使用者のために設計し、又は改造していないもの

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

含む。)をいう。以下同じ。)に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであつて、

次の1から3までのすべてに該当するもの

一 暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された個人情報保護のためのみ使用するもの

二 専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、又は当該スマートカードに記録された個人情報に係る情報の認証のために使用するもの

三 当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有する暗号機能を変更することができないもの

(二) リーダライタであつて、専ら(一)に該当するスマートカードに記録された個人情報に係る情報を読み取り、又は当該スマートカードに個人情報に係る情報を記録するように設計したもの(電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。)

削除

削除

暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて

銀行業務又は決済に使用するように設計したもの

民生用の携帯用電話機端末(携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。以下ヲにおいて同じ。)又は

移動用電話機端末(専ら自動車その他の移動体において使用するように設計したものをいう。以下ヲにおいて同じ)

(一)であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(二) 他の電話機端末その他の装置(無線アクセスネットワーク装置を除く。)に暗号化されたデータを直接送信することができないもの

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔二〕 無線ネットワーク制御装置、基地局制御装置その他の無線アクセスネットワーク装置を経由して暗号化されたデータを伝達することができないもの

ル コードレス電話機端末間の暗号化機能を有しないコードレス電話装置であつて、コードレス電話機端末と家庭内基地局の間に無線中継器がない場合の一無線区間での電波到達最長実効距離が四〇〇メートル未満のもの

ヲ 民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であつて、次の（一）から（三）までの全てに該当するもののうち、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもの（暗号機能を変更していないものに限る。）

（一） 公開された又は商業用の暗号標準（無断の複製を防止するためのものであつて、公開されていないものを含む。）に準拠したもの

（二） 暗号機能が使用者によつて変更できないもの

（三） 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ワ 民生用に設計された移動体通信用の無線アクセスネットワーク装置であつて、タ（一）2及び3に該当するもののうち、無線周波数の出力が〇・一ワット（二〇デシービーエム）以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが十六以下のもの

カ 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であつて、公開された又は商業用の暗号標準を用いるもののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が三〇メートルを超えない範囲に限定されているもの又は八以上のデバイスに相互接続することが

「削る」

「削る」

できないものであって、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が一〇〇メートルを超えない範囲に限定されているもの

ヨ 暗号装置であつて、イに該当する暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によつて書面により確認できるものに限る。）

(一) 当該暗号機能を使用することができないもの

(二) 当該暗号機能が、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ使用可能となるもの（既に暗号機能有効化がなされたものを除く。）

タ この号から第十号まで又は第十二号に掲げるものであつて、次の（一）又は（二）のいずれかに該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によつて書面により確認できるものに限る。）（次号、第十号及び第十二号において「市販暗号装置」という。）

(一) 次の1から3までの全てに該当するもの

1 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの

2 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によつて変更できないもの

3 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨

「削る」

「削る」

物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないもの

(二) (一)に該当する貨物のために設計された部分品であつて、次の1から3までの全てに該当するもの

1 情報システムのセキュリティ管理が当該部分品の主たる機能ではないもの

2 (一)に該当する貨物の有する暗号機能を変更できず、かつ、当該貨物に新しい暗号機能を追加できないもの

3 当該部分品の機能が固定されており、特定の使用者のために設計又は改造されていないもの

レ

電子計算機又はその部分品以外のものであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によつて書面により確認できるものに限る。)(次号、第十号及び第十二号において「副次的暗号装置」という。)

(一) 当該貨物の有する主たる機能が次のいずれにも該当しないもの

1 情報システムのセキュリティ管理

2 情報の送信、受信又は記録及び保存(娯楽施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く。)

3 有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用

(二) 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能の支援のためのみ用いられているもの

ソ

ルーター、スイッチ又はリレーであつて、情報システム

〔削る〕

〔削る〕

十 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品以外の情報システムのセキュリティ管理機能を実現する装置又は部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品（盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品

のセキュリティ管理機能が装置の操作、管理又は保守に関する機能に限定されており、かつ、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの  
ツ 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバーであつて、情報システムのセキュリティ管理機能が次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの

（二） 次のいずれかに該当するもの

1 中央演算処理装置において実現されているもの

2 オペレーティングシステム（第二十一条第一項第七号、第八号の二から第十号まで、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの

3 装置の操作、管理又は保守に限定されているもの

九の二 装置又は部分品であつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが前号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）

十 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置（電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの、電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したもの、市販暗号装置又



に限る。)

ロ 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。)又はその部分品(情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。)

十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ若しくは迂回させるものであって、暗号解析を行うように設計したもの(リバースエンジニアリングの方法により暗号解析機能を実行するように設計し、又は改造したものを含む。)

十二 第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能(第二十一条第一項第七号、第八号の二又は第九号のいずれかのプログラムが有する機能を含む。)を評価し、若しくは検証するための測定装置

「削る」

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様

は副次的暗号装置を除く。)又はその部分品(情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。)

十一 削除

十二 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム(市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。)又はその部分品(盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品に限る。)

十三 第九号から第十号まで又は前号のいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から第十号まで又は前号のいずれかに該当する貨物が有する秘密保護機能(第二十一条第一項第七号又は第八号の二から第十号までのいずれかのプログラムが有する機能を含む。)を評価し、若しくは検証するための測定装置

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様

のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇九の二 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一) 〇(五) 「略」

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつて、定格出力が五〇〇ワットを超えるもの

2 「略」

(七) 「略」

(八) 一、五五五ナノメートル超一、八五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、定格出力が一ワットを超えるもの

(九) 一、八五〇ナノメートル超二、一〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつて、定格出力が一ワットを超えるもの

2 多重横モードで発振するものであつて、定格出力が一〇〇ワットを超えるもの

(十) 一、一〇〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであつて、定格出力が一ワットを超えるもの

のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇九の二 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一) 〇(五) 「略」

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつて、定格出力が二〇〇ワットを超えるもの

2 「略」

(七) 「略」

(八) 一、五五五ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであつて、定格出力が一ワットを超えるもの

〔新設〕

〔新設〕

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(二) ～ (七) 「略」

(八) 一、五五五ナノメートル超一、八五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1・2 「略」

(九) 一、八五〇ナノメートル超二、一〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワットを超えるもの

二 平均出力が一ワットを超えるもの

2 多重横モードで発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一〇キロワットを超えるもの

二 平均出力が一二〇ワットを超えるもの

(十) 一、一〇〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 一 パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワットを超える

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(二) ～ (七) 「略」

(八) 一、五五五ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1・2 「略」

「新設」

「新設」

もの

2 平均出力が一ワットを超えるもの

ハ〜ヘ 「略」

十の二〜十六 「略」

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置（姿勢方位基準装置、ジャイロコンパス、慣性計測装置及び慣性基準装置を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明したものを除く。）

イ〜ニ 「略」

四〜九 「略」

第十一条 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜十八 「略」

十九 ガスタービンエンジンの回転部分に用いられる部分品であつて粉末冶金によつて製造されるもののうち極限引張強さの六〇パーセント以上の応力を加えた状態で六〇〇度以上の温度で使用することができるものを製造するための工具（粉体を製造するための工具を除く。）

二十 「略」

ハ〜ヘ 「略」

十の二〜十六 「略」

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置であつて、次のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明したものを除く。）

イ〜ニ 「略」

四〜九 「略」

第十一条 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜十八 「略」

十九 ガスタービンエンジンの回転部分に用いられる部分品であつて粉末冶金によつて製造されるもののうち極限引張強さの六〇パーセント以上の応力を加えた状態で六〇〇度以上の温度で使用することができるものを製造するための工具

二十 「略」

第十三条・第十四条 「略」

(外国為替令別表関係)

第十五条 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 第一条第八号ロ、第十一号、第十七号、第十八号ロからへまで、第十九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ(一)若しくは(三)、第三十四号若しくは第三十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

三〇九 「略」

2 「略」

第十五条の二・十五条の三 「略」

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一〇十一 「略」

十二 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができ、きるロケット又は無人航空機を使用するために設計したプログラム(無人航空機を使用するために設計したプログラムに

第十三条・第十四条 「略」

(外国為替令別表関係)

第十五条 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 第一条第八号ロ、第十一号、第十七号、第十八号ロ若しくはハ、第十九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ(一)若しくは(三)、第三十四号若しくは第三十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

三〇九 「略」

2 「略」

第十五条の二・十五条の三 「略」

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一〇十一 「略」

十二 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができ、きるロケットを使用するために設計したプログラムであって、二つ以上の貨物(第三条第二号イに該当するものに限る。

あつては、有人航空機を無人航空機として運用するために設計又は改造したものを含む。）であつて、二つ以上の貨物（第三条第二号イ又はロに該当するものに限る。）の機能を調整することができるもの（第二号に該当するものを除く。）

2 5 「略」

第十七条 外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 第四条第二号、第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 「略」

2 外為令別表の五の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 第四条第二号若しくは第十二号ハ若しくはニ又は第十四条第一号に該当するものの使用（修理に係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）

3 5 「略」

6 外為令別表の五の項（七）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条第二号、第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものを設計するためのプログラム

7 「略」

第十八条 「略」

）の機能を調整することができるもの（第二号に該当するものを除く。）

2 5 「略」

第十七条 外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 第四条第二号、第十二号ハ（一）若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 「略」

2 外為令別表の五の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 第四条第二号若しくは第十二号ハ（一）若しくはニ又は第十四条第一号に該当するものの使用（修理に係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）

3 5 「略」

6 外為令別表の五の項（七）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条第二号、第十二号ハ（一）若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものを設計するためのプログラム

7 「略」

第十八条 「略」

第十九条 「略」

2 5 4 「略」

5 外為令別表の七の項(五)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 5 4 「略」

5 動作周波数が三・一・八ギガヘルツ以上の真空電子デバイスの設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)

第二十条 「略」

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

四 「略」

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下になるもの

第十九条 「略」

2 5 4 「略」

5 外為令別表の七の項(五)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 5 4 「略」

5 動作周波数が三・一・八ギガヘルツ以上の電子管の設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)

第二十条 「略」

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

四 「略」

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下になる

を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六 侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

七 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

二の二 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

四く六 「略」

七 第八条第九号から第十一号まで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

八 「略」

八の二 第八条第九号から第十一号まで又は次号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

九 プログラムであつて、第八条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物の有する

ものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六 侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

七 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

二の二 第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三 第八条第九号から第十号まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するもの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

四く六 「略」

七 第八条第九号から第十号まで若しくは第十二号又は第一項第九号若しくは第十号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

八 「略」

八の二 第八条第九号から第十号まで若しくは第十二号又は第一項第九号若しくは第十号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

九 プログラムであつて、第八条第九号、第十号又は第十二号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有す



機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものにあつては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。）

十 削除

十一・十一の二 「略」

十二 第七号、第八号の二又は第九号のプログラムの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

十二の二 第七号、第八号の二又は第九号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

十三・十四 「略」

十五 削除

十六・十七 「略」

2 外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 「略」

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、ロ（一）若しくは（五）若しくはニ（一）に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ 削除

るもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）

十 前号に該当するものを検定するためのプログラム（公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。）

十一・十一の二 「略」

十二 第七号、第八号の二、第九号又は第十号のプログラムの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

十二の二 第七号、第八号の二、第九号又は第十号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

十三・十四 「略」

十五 第二号の二、第三号、第十二号又は第十二号の二のいずれかに該当する技術（プログラムを除く。）を支援するため

に設計したプログラム

十六・十七 「略」

2 外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 「略」

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、ロ（一）若しくは（五）若しくはニ（一）に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ デジタル伝送方式を用いたものであつて、五六〇ギガビット毎秒を超える総合伝送速度で使用することができるよ

ロ レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) [略]

(三) 削除

(四)・(五) [略]

ハ〜ヘ [略]

四〜十四 [略]

3 外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路増幅器であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一〜八 [略]

4 [略]

第二十二條 [略]

第二十三條 [略]

3 外為令別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものためのプログラム(ソースコードのものに限る。)であつて、第二号イからニまで又は第三号イからニまで、ト若しくはチのいずれかに該当するものの設計に係る技術(プログラムを除く。)を用いたもの  
イ〜ヘ [略]

二 [略]

三 アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であつて、次の

うに設計したもの

ロ レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) [略]

(三) コヒーレント伝送方式を用いたもの

(四)・(五) [略]

ハ〜ヘ [略]

四〜十四 [略]

3 外為令別表の九の項(三)の経済産業省令で定める技術は、通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

一〜八 [略]

4 [略]

第二十二條 [略]

第二十三條 [略]

3 外為令別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものためのプログラム(ソースコードのものに限る。)であつて、第二号イからホまで又は第三号イからニまでのいずれかに該当するものの設計に係る技術(プログラムを除く。)を用いたもの  
イ〜ヘ [略]

二 [略]

三 アクティブ飛行制御装置の設計に係る技術であつて、次の

いずれかに該当するもの

イ〜ニ 「略」

ホ イからニまで、ト又はチのいずれかに該当する技術を用いたアクティブ飛行制御装置のために設計したCADプログラム

へ〜チ 「略」

四・五 「略」

第二十四条 「略」

第二十五条 「略」

2 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ヘ 「略」

ト 次の(一)及び(二)に該当するプログラム

(一) 航空機用ガスタービンエンジンの空気の熱的状态、  
空気力学的状態又は燃焼状態を予測するように設計されたもの

(二) 実際の航空機用ガスタービンエンジンの性能データに基づき、空気の熱的状态、空気力学的状態又は燃焼状態を理論的にモデル予想するもの

四・五 「略」

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに

いずれかに該当するもの

イ〜ニ 「略」

ホ イからニまでのいずれかに該当する技術を用いたアクティブ飛行制御装置のために設計したCADプログラム

へ〜チ 「略」

四・五 「略」

第二十四条 「略」

第二十五条 「略」

2 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ヘ 「略」

ト 次の(一)及び(二)に該当するプログラム

(一) 航空機用ガスタービンエンジンの空熱力、航空力  
又は燃焼状態を予測するように設計されたもの

(二) 実際の航空機用ガスタービンエンジンの性能データに基づき、空熱力、航空力又は燃焼状態を理論的にモデル予想するもの

四・五 「略」

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに

|  |  |
|--|--|
| <p>該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム<br/>イ 燃焼器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの<br/>（一） 熱遮蔽ライナーであつて、燃焼器出口温度が一、六一〇度を超えるもの<br/>（二）～（四） [略]<br/>ロ～ヲ [略]<br/>三・四 [略]<br/>四・五 [略]</p> <p>第二十六条～第二十八条 [略]</p> | <p>該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム<br/>イ 燃焼器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの<br/>（一） 熱遮断ライナーであつて、燃焼器出口温度が一、六一〇度を超えるもの<br/>（二）～（四） [略]<br/>ロ～ヲ [略]<br/>三・四 [略]<br/>四・五 [略]</p> <p>第二十六条～第二十八条 [略]</p> |
|--|--|

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年一月二十二日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。